

障害福祉サービス事業者の指定の全部の効力の停止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定の全部効力停止処分を行いました。

記

1 事業所等の概要

法人名	セルフはりま労働者協同組合
事業所名	作業所はりまっ子福崎店（福崎町）
事業種別	就労継続支援A型、B型
指定年月日	令和5年1月1日（就労継続支援A型） 令和5年7月1日（就労継続支援B型）

2 処分内容 指定の全部の効力の停止 6か月間
(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)

3 処分年月日 令和6年2月28日

4 処分理由

- (1) 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第2号）
- (2) 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
- (3) 障害者虐待防止法違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号）

会計処理が適正にできておらず、A型又はB型事業所の利用者に対し令和5年5月から12月までの8ヶ月の長期にわたり、賃金・工賃の遅配、未払が発生したため。